

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	2-2
許認可等の種類	指定医療機関の指定			
根拠法令条例等・条項	難病の患者に対する医療等に関する法律第14条			
許認可等の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する指定医療機関の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項及び第3項に規定			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	—			